

6 保疾第 561 号  
令和 6 年(2024 年)10 月 16 日

長野県医師会長  
長野県精神科病院協会会長  
長野県精神神経科診療所協会会長  
長野県精神保健福祉協議会長  
長野県精神保健福祉士協会会長 様  
長野県公認心理師・臨床心理士協会会長  
長野県看護協会会長  
日本精神科看護協会長野県支部長  
長野県断酒連合会 理事長  
AA 関東甲信越セントラルオフィス 事務局長

長野県健康福祉部長  
(公 印 省 略)

令和 6 年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について (通知)

日頃から、本県の健康福祉行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、「アルコール健康障害対策基本法」において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、11 月 10 日から 11 月 16 日までをアルコール関連問題啓発週間とし、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

これに伴い、本県においても下記のとおり普及運動に取り組んでまいりますので、貴職におかれましても格別の御配慮をお願いいたします。

また、啓発ポスターを送付しますので、掲示について御協力をお願いします。

#### 記

#### 1 期間

令和 6 年 11 月 10 日(日)から 11 月 16 日(土)まで

#### 2 県関連事業

##### (1) 普及・啓発

- ・啓発ポスターの掲示 (国の取組の一環として厚生労働省が作成したもの)
- ・県公式 X、県公式 LINE、職員ポータル等を活用した啓発

(2) アルコール関連相談等の実施

【精神保健福祉センター】

- ・ 依存問題当事者グループミーティング  
開催日：第1・3火曜日 会場：精神保健福祉センター  
開催日：第3木曜日（一部は水・金曜日） 会場：松本合同庁舎
- ・ 依存問題家族グループミーティング（CRAFTプログラムを実施）  
開催日：第2・4木曜日 会場：精神保健福祉センター等
- ・ 電話相談（随時）  
026-266-0280 平日8:30～17:15

【保健福祉事務所】

- ・ 精神保健福祉相談（保健福祉事務所により実施日が異なりますので、最寄りの保健福祉事務所へ御確認ください。）
- ・ 電話相談（随時）

機関名	連絡先
佐久保健福祉事務所	0267-63-3164
上田保健福祉事務所	0268-25-7149
諏訪保健福祉事務所	0266-57-2927
伊那保健福祉事務所	0265-76-6837
飯田保健福祉事務所	0265-53-0444
木曾保健福祉事務所	0264-25-2233
松本保健福祉事務所	0263-40-1938
大町保健福祉事務所	0261-23-6529
長野保健福祉事務所	026-225-9039
北信保健福祉事務所	0269-62-6104
長野市保健所	026-226-9965
松本市保健所	0263-40-0701

(問合せ先)

担当：長野県健康福祉部保健・疾病対策課  
心の健康支援係 中島、山嵜

TEL：026-235-7109

FAX：026-235-7170

E-mail：[kokoronokenko@pref.nagano.lg.jp](mailto:kokoronokenko@pref.nagano.lg.jp)

障発0926第7号  
令和6年9月26日

各  
〔都道府県知事  
指定都市市長〕  
殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

令和6年度「アルコール関連問題啓発週間」の実施について（依頼）

アルコール健康障害対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年11月10日から11月16日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定め、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとされております。

このため、厚生労働省では、今般、別添のとおり令和6年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱を作成し、関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等と協力の下、広報啓発事業を実施するとともに啓発事業の実施及び広報の推進を呼びかけることとしております。

つきましては、実施要綱に基づき、啓発事業の実施及び広報の推進に取り組んでいただくとともに、関係団体に対し、本週間について周知いただくよう御理解・御協力方お願いいたします。

【担当者】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 アルコール健康障害対策推進室  
秋山、五味渕  
TEL :03-5253-1111 (内線)3100、3065  
FAX :03-3593-2008

## 令和6年度「アルコール関連問題啓発週間」実施要綱

### 1 趣旨

平成26年6月1日に施行された「アルコール健康障害対策基本法」（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）において、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、毎年11月10日から16日をアルコール関連問題啓発週間（以下「啓発週間」という。）とし、国及び地方公共団体は、啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものと規定されています。

また、基本法に基づき平成28年5月31日に策定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」について、令和3年3月26日には「アルコール健康障害対策推進基本計画（第2期）」に改定され、基本的方向性として「飲酒に伴うリスクや、アルコール依存症について、正しく理解した上で、お酒と付き合いのける社会をつくるための教育・啓発を促進すること」や「アルコール依存症者の回復、社会復帰が円滑に進むよう、地域における支援機関の連携と社会全体の理解を促進すること」等が定められています。

以上を踏まえ、令和6年度の啓発週間に当たり、国、地方公共団体、関係団体及び事業者等において、アルコールとの適切な付き合い方や不適切な飲酒の防止等に関し、効果的な周知等を図るための啓発事業等を実施することとします。

### 2 実施期間

令和6年11月10日（日）から11月16日（土）まで

### 3 実施体制

厚生労働省、内閣府、法務省、国税庁、文部科学省、警察庁、国土交通省、こども家庭庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等

### 4 実施に当たっての基本方針

#### (1) アルコール関連問題について考える契機・気付きとなるような呼び掛け

アルコール健康障害は本人の健康の問題のみならず、家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせる危険性の高い、誰もが関わりのある問題であることを国民が理解し、自らアルコール健康障害の予防に取り組むきっかけ・気付きとなるような取組となることを意識し、当事者のみならず、幅広く国民一人ひとりに対して呼び掛けを行います。

#### (2) 様々な主体との啓発事業の連携・協力

アルコール関連問題は、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の様々な問題と密接に関

連することから、関係省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体との連携により、啓発週間の趣旨にふさわしい啓発事業の実施に努めます。

また、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体が啓発事業を効果的に実施できるよう協力します。

(3) 啓発週間の実施を契機とした意識の定着化

啓発週間の実施を契機として、様々な主体による総合的な取組が年間を通じて展開されるような機運の醸成に努め、国民自らがアルコール関連問題に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならないという意識の定着化を図ります。

5 主な実施事項

(1) 広報啓発事業の実施

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等と協力の下、ポスター、インターネット等様々な媒体を活用した広報啓発事業を実施します。

(2) 様々な主体による啓発事業の推進

関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び事業者等の様々な主体に対して、アルコール関連問題に関する啓発事業の実施を呼び掛けます。

また、様々な主体が行う啓発事業の取組に資するよう、厚生労働省ホームページにおいて、啓発事業の取組について情報提供します。

6 保疾第 562 号  
令和 6 年 (2024 年) 10 月 16 日

長野県医師会長  
長野県精神科病院協会会長  
長野県精神神経科診療所協会会長  
長野県精神保健福祉協議会長  
長野県精神保健福祉士協会会長  
長野県公認心理師・臨床心理士協会会長 様  
長野県看護協会会長  
日本精神科看護協会長野県支部長  
長野県断酒連合会 理事長  
AA 関東甲信越セントラルオフィス 事務局長

長野県健康福祉部保健・疾病対策課長

「アルコール関連問題啓発ポスター」の送付について

日頃から、本県の精神保健行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課アルコール健康障害対策推進室より送付がありました。

つきましては、ポスターの掲示等に御協力いただきますようお願いいたします。

(問合せ先)

担当：長野県健康福祉部保健・疾病対策課  
心の健康支援係 中島、山嵜

TEL : 026-235-7109

FAX : 026-235-7170

E-mail : [kokoronokenko@pref.nagano.lg.jp](mailto:kokoronokenko@pref.nagano.lg.jp)

事務連絡  
令和6年9月26日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市  
保健所設置市  
特別区

アルコール健康障害対策担当部・局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課アルコール健康障害対策推進室

「アルコール関連問題啓発ポスター」の送付について

アルコール健康障害対策の推進に当たりましては、日頃より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「アルコール関連問題啓発週間」(11月10日から11月16日まで。以下「啓発週間」という。)については、アルコール健康障害対策基本法において、国及び地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする、と規定されているところです。

啓発週間における国の取組の一環として、今年度もアルコール関連問題啓発ポスターを作成いたしました。

貴自治体内の関係部局や関係機関等へ本ポスターの掲示や配布等について、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ポスターデータについては、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、ご活用ください。

URL : [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000176316_00009.html)

【本件問合せ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課 アルコール健康障害対策推進室  
秋山、五味渕

e-mail :addiction@mhlw.go.jp

TEL :03-5253-1111 (内線)3100、3065

FAX :03-3593-2008